

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中「公益認定等審議会の委員」を「公益認定等審議会
行政不服審査会の

の委員
委員
に、
NARA万葉世界賞選考委員会の
委員
を
NARA万葉
委員
文化資源活用
委員

世界賞選考委員会の
補助金選定審査会の
に、
国際芸術家村構想等検討委員会の
委員
を
国際芸術
委員
文化芸術
委員

家村構想等検討委員会の
振興奨学生選考委員会の
に、
トレーニングセンター構想検討委
員会の委員
を
スポ
委員
奈良
ライ

ーツアカデミー検討委員会の
に、
産業振興総合センター研究開発評
価委員会の委員
Living Science最
適展開支援事業補助金選定審査会
を

県立社会体育施設ネーミング

ツ選定審査会の委員

の委員

産業振興総合センター研究開発評
価委員会の委員

に、

工業製品等の知的財産に関する協
議会の委員
商業活性化協働推進事業審査委員
会の委員

を

工業製品等の知的財産に関する協
議会の委員

に、

文化財保護審議会の委員

を
文化財保護審議会の委員
文化財保存活用認定会議の委員

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。